

加古川市国民健康保険料減免事務運用基準（内規）

平成23年4月1日変更
平成31年3月29日変更
令和2年3月25日変更
令和2年12月 1日変更
令和4年3月29日変更
令和6年7月29日変更
令和7年3月31日変更

『国民健康保険条例第29条』

『国民健康保険条例施行規則第22条』 関係

第1項関係

〔第1号〕

* 添付書類 罹災証明等

〔第2号〕

* 添付書類

- ・ 警察署が発行する被害を証明する書類
- ・ 世帯主及びその世帯に属する被保険者が保有する総資産額がわかるもの（土地・家屋・自動車・金融資産等）

※詐欺被害の場合は被害届の受理番号を聞き取り、警察への事実確認を行うことで被害を証明する書類に代えるものとする。

〔第3号〕

* 添付書類

- ・ 失業、休業または廃業の事実を確認できる書類（雇用保険受給資格者証、健康保険資格喪失証明書、休業証明書、廃業届等）
- ・ 所得見込申告書

* 理由発生日（理由発生日）の考え方

退職・休業・廃業の場合は、退職日・休業日・廃業日の翌日を理由発生日とする。（3月31日退職の場合、理由発生日は4月1日）

所得激減の場合は、所得減少の要因が生じた日を理由発生日とする。

(4月1日から勤務日数減少の場合、理由発生日は4月1日)

* 受付日の考え方

郵送の場合は、申請の受付日は消印日とする。

* 適用開始月

● 現年度分 ●

(1) 7月受付分(当初)

理由発生日の属する月(理由発生日が4月以前の場合は4月)

(2) 8月以降受付分

- ① 納付通知書発送月受付分で、資格の取得又は所得の把握によりその納期において、勤労所得(この場合において給与所得、営業所得及び業務に係る雑所得をいう。以下において同じ。)に係る所得割が初めて賦課された場合は理由発生日の属する月
- ② 以前からの加入者で当初又は受付月より前の納期において、すでに勤労所得に係る所得割が賦課されている場合は受付日の属する納期の初日の属する月
- ③ ②の場合において、年度の途中で所得更正(修正申告、照会等)によって所得割が増額された場合も受付日の属する納期の初日の属する月

● 過年度分 ●

(1) 当初賦課時より勤労所得に係る所得割が賦課されている場合

当初の納期限までに受付した場合は、理由発生日の属する月

(理由発生日の属する月以降の月に加入の場合は、加入日の属する月)

(2) 当初賦課時には勤労所得に係る所得割が賦課されておらず、その翌月以降に勤労所得に係る所得割が賦課された場合

勤労所得に係る所得割が賦課されて以降、最初の納期限までに

受付した場合は理由発生日の属する月(理由発生日の属する月

以降の月に加入の場合は、加入日の属する月)

(3) すでに勤労所得に係る所得割が賦課されており、所得更正により所得割が増額された場合

更正後の納期限までに受付した場合は、理由発生日の属する月

(理由発生日の属する月以降の月に加入の場合は、加入日の属

する月)。ただし、減免の対象となる保険料は、増額となった所得割分のみとし、減免割合は、更正後の総所得金額等で算出する。

※過年度分の納期限が、加古川市国民健康保険条例第23条に定める第6期の納期限と同じものについて、1月4日（加古川市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに受付した場合は、その納期限までに申請があったものとする。

* 賦課の年度の初日の属する年中の合計所得金額の見込額

賦課の年度の初日の属する年中の合計所得金額の見込額は、所得見込申告書に記載の金額により算出する。

[第4号]

* 添付書類 在所証明書

* 適用月

(1) 入退所日がともに受付日以前の日

入所日の属する月から退所日の属する月の前月まで

(2) 入所日は受付日以前の日だが、退所日が受付日より後の日

① 退所日の記載ありで、その退所日が受付日の属する年度と同年度の場合

(1) に同じ

② 退所日の記載ありで、その退所日が受付日の属する年度の翌年度以後の場合

入所日の属する月から受付日の属する年度末まで

③ 退所日の記載なし（現在入所中等）

入所日の属する月から在所証明書の発行日の属する月の前月まで

[第5号]

* 添付書類 資格喪失年月日のわかるもの

[全項共通]

(賦課限度額世帯の減免額の算定)

賦課限度額世帯の減免適用にかかる保険料額の算定は、賦課限度額を適用する前の保険料額から減免額を差し引き算定するものとする。

なお、賦課限度額を適用する前の保険料額から減免額を差し引いても賦課限度額を上回る世帯は、減免の対象としない。ただし、同一の世帯において、同時に複数の減免申請があった場合は、それぞれの減免額の合算額により算定を行うものとする。

(減免の取消)

保険料の減免を受けた者が、当該保険料の減免の決定後の事情変化等により減免の要件に該当しないことが判明したときは、当該保険料の減免を取り消し、その旨を納付義務者に通知するものとする。

附則（平成31年3月29日）

(施行期日)

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、平成31年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附則（令和2年3月25日 加保第4819号）

(施行期日)

この内規は、令和2年3月25日から施行する。

附則（令和2年12月1日 加保第7881号）

(施行期日)

この内規は、令和2年12月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日 加保第4434号）

(施行期日)

1 この内規は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、令和4年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附則（令和6年7月29日 加保第1555号）

(施行期日)

1 この内規は、令和6年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、令和6年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附則（令和7年3月31日 加保第3048号）

(施行期日)

1 この内規は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この内規による変更後の規定は、令和7年度現年分以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。